

役員候補者の推薦に関する規程

(総則)

第1条 この規程は、定款に定める役員の選任（定款第23条第1項）に関して、社員総会に付議する役員候補者の選出について定める。

第2条 定款22条に定められた役員の定数については、理事は5名以上25名以内、監事は2名とする。

第3条 役員の任期は原則2年とし、毎事業年度の定時社員総会において、前条に定める定数の概ね半数を改選し、他は留任するものとする。

第4条 改選役員の選任は、第5条以下に定める手続きにより行われる社員による投票の結果を、社員総会に付議し決定する。

(立候補および推薦候補の募集、推薦依頼)

第5条 事務局は社員に対して、次年度役員の立候補および推薦を募集する。原則として、1月発行の会誌および協会のホームページに掲載する。

第6条 第5条により立候補する社員は役職（理事または監事をいう。以下同じ。）を指定して立候補する。また、理事に立候補するとき、就任後の担務等を希望することができる。ただし、担務については就任後に開催される理事会において協議決定される。

第7条 立候補するときは、正会員3名の推薦を要する。

第8条 第5条により候補者を推薦するときは、候補者名および推薦する役職を指定する。また、推薦理由を付することが望ましい。

(候補者名簿の作成)

第9条 理事会は、立候補者全員、および社員または役員が推薦した候補者（推薦候補者という）の中から、地域別、役職別に候補者名簿を作成し、毎年定時社員総会の40日前までに改選される役員の候補者名簿に記載する候補者を決定する。

第10条 正会員以外の者が推薦され、候補者名簿に記載する候補者とする場合には、当選した後速やかに正会員として入会することを要請した上で記載することができる。

第11条 候補者名簿に記載する候補者の選定に当たり、理事会は次の各項に留意するものとする。

1. 同一人が2以上の役職に候補者として推薦された時は、そのいずれか一つの役職に限定し、他は、削除する。
2. 留任の役員は原則として候補者名簿に記載する候補者とししない。
3. 候補者名簿に記載する候補者の選定に際しては、専門および職域の均衡を考慮する。

第12条 候補者名簿に記載する候補者は、立候補者全員、および推薦候補者の中から理事会が決定する候補者とする。

第13条 候補者名簿は、役職および同一役職内での地域別ごとに、それぞれ候補者名を50音順に配列掲載し、かつ、候補者の職歴、協会役務経験を付記する。また、立候補または推薦に関する事項を付記することができる。

(投票用紙)

第14条 投票用紙に記載する候補者氏名およびその順序は、候補者名簿と同じとする。

第15条 投票用紙は、候補者名簿とともに定時社員総会の15日前までに、社員に1部ずつ送付する。

(投票)

第 16 条 投票は無記名とする。

第 17 条 投票者は、役職別、地域別に定められた定員数以内を選定し、投票することを要する。

第 18 条 投票者が、候補者名簿および投票用紙に記載された者以外に投票する場合には、投票用紙の該当役職・地域別の空欄に氏名を記載し、その者に投票することができる。この場合、新たに記載した候補者を含めて、前条の定員数以内でなければならない。

第 19 条 記入済の投票用紙は、総会前日までに事務局に到着するよう送付する。

第 20 条 事務局は、前項により送付された投票用紙を厳重に整理、保管する。

(開票)

第 21 条 開票には、会長の指名する選挙管理委員 2 名の立会いを要する。

(無効投票)

第 22 条 次の各項のいずれかに該当する投票は無効とする。

1. 正規の投票用紙を用いないもの。

2. 記入した選定数が定員数を超過したもの。ただし、この場合無効の範囲はその役職、地域のみとする。

3. 記入の確認が困難なもの。

第 23 条 前項によるほか、効力に疑義のあるものについては、第 21 条による選挙管理委員の協議により判定する。

(社員総会への推薦)

第 24 条 選挙管理委員は、得票数の上位から改選数の候補者を、改選役員候補として社員総会に付議する。ただし、付議する候補者は有効投票数の 10%以上の得票数を必要とする。

(附則)

1. 本規程の改定は、理事会にて行う。

2. 本規程は「役員選出に関する規定(1998 年 2 月 18 日理事会改定)」を 2011 年 5 月 12 日の理事会にて改題改定したものであり、一般社団法人の登記日(2012 年 4 月 1 日)から施行する。

3. 本規定は 2025 年 5 月 29 日開催の理事会にて変更された。